

J R 東海労働組合関西地「申」第11号
2017年9月26日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

2017年度職場改善諸要求の申し入れ（駅、運輸所関係）

これまで標題による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、今だに職場には改善されない様々な問題が山積している。さらに毎年、新たな問題も発生する。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、新大阪駅、大阪第一運輸所、大阪第二運輸所に関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

I. 新大阪駅の改善要求

- (1) 新大阪駅営業二科を基準人員に入れること。
- (2) 新大阪駅営業二科において半日年休が取得出来るようにすること。
- (3) 新大阪駅21番線から27番線のホームの立哨は3名とすること。
- (4) 新大阪駅各改札（中央口、南口、乗換口）の要員を1名ずつ増やすこと。特に、乗換口の要員は早急に増やすこと。
- (5) 車椅子ご利用のお客様や目のご不自由なお客様が安心してスムーズに乗降出来るように車両及びホームを改良すること。特に、新大阪駅21番線13号車、14号車付近は、車両とホームの間は大きく開いているので早急に対策を講じること。

II. 運輸所の共通の改善要求

1. 運転士・車掌業務共通関係について

- (1) 乗務前の諮問は行わないこと。
- (2) 訓練内容を改善すること。（知識確認と称する試験を止めて異常対応訓練の充実）
- (3) 新大阪ホーム端乗務員詰所を常時開放すること。
- (4) 予備月での「トンボ・一往復半・トンボ」の勤務指定は行わないこと、また、予備者の勤務指定は乗務割り交番作成基準に基づき指定すること。

2. 専任社員の関係について

- (1) 専任社員の基本給は労働内容に変更がない場合は基本給を据え置くこと。

3. 運転士業務関係について

- (1) 車両所構内の昇降台下をスラブ化すること。
- (2) 引き上げ線の「停車・通過の確認喚呼」は省略すること。
- (3) 各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。
- (4) AB廻しは12分以上時間を確保すること。

4. 車掌業務関係について

- (1) タブレット端末を両運転台及び8号車（10号車）乗務員室に導入すること。
- (2) 車内巡回チェックシートは、廃止すること。
- (3) 全ての乗車券類の取り扱いに関する資料は、毎年更新した資料を会社が責任を持って配布すること。内容については、会社が責任をもって説明すること。
- (4) 毎月車内に搭載する時刻表は、車両所等で搭載し乗務員に依頼しないこと。
- (5) 緊急開扉取扱時の喚呼と喚呼用語を簡素化すること。
- (6) 車掌の腕時計は日付表示付きの電波時計とすること。

5. 設備・環境改善について

- (1) 大一運、大二運の入口から詰所に至る箇所に設置されている監視カメラを撤去すること。また、入所の際の社員証式を廃止し、テンキー式にすること。
- (2) 新大阪駅の幹2ホーム東京方から下に降りるセキュリティ扉は、テンキー式から機械式にすること。
- (3) 大阪第二運輸所の組合掲示板を運輸所出入口正面に移設すること。
- (4) 各詰所に冷水器を設置すること。（乗り継ぎ詰所も含む）
- (5) 大一両5階と9階に自販機を設置すること。
- (6) 全乗泊における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。
- (7) 東一運・東二運の浴室を拡大し空調を新設すること。
- (8) 全乗泊に乗務員専用の洗濯機及び乾燥機を設置すること。品川駅乗泊にも洗濯機及び乾燥機を設置すること。
- (9) 各車両所での進路構成時における注意喚起の音声ガイダンスを新設すること。
- (10) 三島車両所3Fの待機スペースを拡張すること。また、浴室に下駄箱を設置すること。
- (11) 新横浜駅ホーム端柵にある鍵は複雑な鎖状方法になっているため、簡素化すること。

6. 勤務について

- (1) 年休申込み簿における理由欄を廃止すること。
- (2) 毎月年休発給可能となる要員を確保し、通年において最低でも年休抽選順位（3番）までの年休発給を保証すること。
- (3) 予備月の勤務発表5日前を7日前にすること。また、勤務の確定は7日前に改めること。

- (4) 休日出勤指定は、前もって本人へ承認確認後指定すること。また、年休申込みをした場合は休日出勤を指定しないこと。
- (5) 特休付与は就業規則を遵守し、1ヶ月の特休付与を5～6日、年間休日を完全120日とすること。
- (6) リフレッシュ休暇（長期休暇）の申込みは年度別にすること。
- (7) 小交番制から大交番制にすること。
- (8) 訓練の待ち時間を労働時間とすること（前訓練を含む）。また、訓練の待ち時間を1時間以内にすること。
- (9) 規程類の訂正に伴う時間及び各対策シート等作成に伴う時間は、労働時間とすること。
- (10) 次勤務の電話確認は、会社側から責任をもって行うこと。または行路指定を行い電話確認を廃止すること。

7. 福利厚生に関する改善要求について

- (1) 通勤経路は本人の希望する経路とすること。また、全経路定期券とすること。
- (2) 労災申請に伴う事柄は、会社が責任を持っておこなうこと。
- (3) 乗務員の防寒服を改善し、全乗務員に貸与すること。
- (4) 新人の乗務員に対して、雨カッパが貸与されていない。全乗務員に貸与すること。
- (5) 全乗務員に黒靴及び黒靴下を貸与すること。

以上